

01058

# 鳥取縣公報

昭和二十二年五月二十七日 火曜日  
第千八百十二號

本書ノ大キサヘ國定規格ル

五、願書は家畜商取締規則第四條及鳥取縣令第一號

(昭和十九年一月十三日)

(昭和十九年一月縣令第三號改正) 第一條、第二十一條

參照の上市町村役場、縣農業會郡市支部及び地方事務所を經由して提出せられたい。

但し馬商にありては市町村役場、縣馬匹組合郡市支部

及び地方事務所を經由すること。

六、免許申請者は試験當日午前十時半までに試験場受付

係に届出ること。

七、受験者は試験當日筆記用具及び晝食を持参すること。

◇鳥取縣告示第二百十七號

縣本金庫及び縣支金庫の名稱、位置、出納區域並びに金庫事務取扱者を次のように定め来る六月一日からこれを實施する。

三、試験場 鳥取市東町 鳥取縣廳畜產課  
昭和二十二年六月十五日午前十一時より  
午後四時まで

(1) 筆記試験  
(2) 口答試験

一、試験種目  
牛商、馬商、豚商、綿羊商、山羊商

二、試験科目

三、試験期日

昭和二十二年五月二十七日

鳥取縣知事 西尾愛治  
昭和二十二年五月二十七日

鳥取縣公報

每週

火曜日發行(休日ニ當ル)

第

千八百十二號

(昭和二十二年五月二十七日)

(第三種郵便物認可)

一





01064

01060

01063

34 ハブ部分品 一組 五、五〇 注油、組立を含み

合も同額とする場合

ベル部分品 同 四〇 同

35 スポーク 一本 二、〇〇 組立、狂い調整料

替えた場合は一箇五〇錢とする。

(4) 自轉車

(1) 34 ハブ部分品の取替中ナット及び座金のみを取り替えた場合は一箇五〇錢とする。

(2) スポークの取替で一本以上取替えた場合は35の料金に一本につき三〇錢を加算することができる。

(3) 34 ハブ部分品の取替中ナット及び座金のみを取り替えた場合は一箇五〇錢とする。

(4) 34 ハブ部分品の取替中ナット及び座金のみを取り替えた場合は一箇五〇錢とする。

(5) 附屬品の取替料金

荷物臺 一箇 三、〇〇 調整料を含む

スタンド 同 二、八〇 同

一本スタンド 同 一、五〇 同

スタンドペネ 同 五〇 同

スパークベル 同 一、五〇 同

引ベル 同 五〇 同

鍵前 同 一、〇〇 同

全ケース 同 八、〇〇 同

牛ケース 同 三、〇〇 同

1/4 ケース 同 二、〇〇 同

55 54 53 52 51 50 49 47 46 ベル部分品 同 四〇 同

リヤカーベンタ 一箇所 三、五〇 同チユーブ 同 3/8 タイヤ 一本 八、〇〇

自轉車輪シタ 同 四、五〇 同チユーブ 同 1/2 タイヤ一本 一〇、〇〇

56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 リヤカーベンタ 一箇所 三、五〇 同チユーブ 同 3/4 タイヤ 同チユーブ 同 1/2 ソリットタイヤ 同

空氣辨位置變更 同 五、〇〇 元位置の修理を含む

ゴムの取替 同 三〇 同チユーブ 同 3/4 タイヤ 同チユーブ 同 1/2 ソリットタイヤ 同

夫子・ブの切替 一箇所 六、五〇 同チユーブ 同 3/4 タイヤ 同チユーブ 同 1/2 ソリットタイヤ 同

タイヤ當 一箇所 二、〇〇 常替えた場合も同じし當タイヤ代を含む 同チユーブ 同 3/4 タイヤ 同チユーブ 同 1/2 ソリットタイヤ 同

古タイヤ取付 五、〇〇 同チユーブ 同 3/4 タイヤ 同チユーブ 同 1/2 ソリットタイヤ 同

(4) 前表56及び57のベンタ修繕で水試験のみの場合

は七〇錢とし一箇所以上の修繕は一箇所増すこと

は五〇錢を加算することができる。

(5) 古タイヤ取付又は取外しを要する場合は84時  
以上(タイヤは一箇、コードタイヤ二圓を加算す  
る)並びに當タイヤ等の材料代を含む

(6) 前表56及び57のベンタ修繕で水試験のみの場合

は五〇錢を加算することができる。

(7) 古タイヤ取付又は取外しを要する場合は84時  
以上(タイヤは一箇、コードタイヤ二圓を加算す  
る)並びに當タイヤ等の材料代を含む(8) 古タイヤ取付又は取外しを要する場合は84時  
以上(タイヤは一箇、コードタイヤ二圓を加算す  
る)並びに當タイヤ等の材料代を含む

ことができる。

(1) その他修繕料金

ハブ調整 一箇所 一、〇〇

ソリーボイル 同 六、〇〇

63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 ハブ調整 一箇所 一、五〇

空氣ポンプ 一本 一、五〇

車体 一五、〇〇

73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 ハブ調整 一箇所 一、五〇

前フロータ 一本 一二、〇〇

クランク 同 一、五〇

ペタル軸 二、五〇

リーム 同 二、八〇

(9) 前表料金は修繕を要する材料代、修繕箇所の清

理、注油及び調整料を含むものとする。

(10) 65ブレーク調整で前輪のみの調整料は一組につき五〇錢とする。

(11) タイヤ、チユーブを同時に取替える場合は前輪、後輪共各々そのタイヤの取替料金のみとする。

途に火造費を加算することができる。

(4) 70 クランクの修繕中取り外し修繕を要したもの  
は一本につき一圓を加算することができる。

(5) 71 ベタル軸の修繕は軸曲り等の修繕にして火造  
修

(6) 72 リームの修繕中取り外しを要する場合は前輪及  
びリヤカーの場合は一圓後輪の場合は五〇銭上げ  
とする。

### (3) 分解掃除料金

全車	一臺	六〇、〇〇	注油、調整料を含む
ヘットの部	一式	二三、〇〇	同
ハシガードの部	同	一一、〇〇	同
前輪の部	同	六、〇〇	同
後輪の部	同	一二、〇〇	同
フリーホイル	同	一〇、〇〇	同
ペタル部	同	一〇、〇〇	同
リヤカ	同	一七、〇〇	同
注油	一臺	一、〇〇	同

- ◇選舉管理委員會告示第九十號  
鳥取縣選舉管理委員會第四回委員會を左のとおり招集する  
昭和二十二年五月二十七日  
鳥取縣選舉管理委員會委員長 上根政幸
- 一、招集の日時 昭和二十二年五一十九日午後二時  
二、招集の場所 鳥取縣廳
- 三、議題
- (一) 縣會議員選舉當選無効の異議申立てに對する決定の件  
(二) 縣會議員選舉無効の異議申立てに對する決定の件  
(三) その他

昭和二十二年五月二十七日印制  
昭和二十二年五月二十七日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)  
發行所 鳥取縣廳  
第三種郵便物認可

印 刷 所 鳥取縣廳  
編 著 所 鳥取市東町  
監 視 所 鳥取縣廳

二、ハブ（帶ブレーキ付を含む）及びリートム並びにスポ  
ーク等の取替して三箇所を同時に組立てた場合も一箇  
の取替料金とする。  
三、前本自轉車及びリヤカーの部分品及び附屬品の取替  
料金は取替のみの料金にして取替する部分品及び附屬  
品代は別途加算するものとする。

### 選舉告示

(4) 70 クランクの修繕中取り外し修繕を要したもの  
は一本につき一圓を加算することができる。

(5) 71 ベタル軸の修繕は軸曲り等の修繕にして火造  
修

(6) 72 リームの修繕中取り外しを要する場合は前輪及  
びリヤカーの場合は一圓後輪の場合は五〇銭上げ  
とする。